

# 物 品 売 買 契 約 書 (案)

売渡人 大分県企業局長 渡辺 淳一（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

## (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

## (売買物品)

第2条 甲が乙に売り渡し、乙が甲から買い受ける物品（以下「売買物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 品 目 企業局撤去品（鉄屑、銅屑、アルミ屑及びステンレス屑）
- (2) 数 量 一式（詳細は別添仕様書のとおり）

## (売買価格)

第3条 前条の売買物品の売買価格（以下「代金」という。）は、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。

## (契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に金 円以上を契約保証金として、甲の指定する手続きにより甲に納付しなければならない。

## (代金の納付)

第5条 代金の支払は一回払いとし、乙は、代金を甲の発行する納入通知書により、納入通知書で指定された期日までに大分県企業局指定金融機関に納付しなければならない。

## (所有権の移転)

第6条 売買物品の所有権は、乙が代金（この代金納付が遅延した場合には第9条の遅延賠償金を含む。）を完納した時に甲から乙に移転する。

## (売買物品の引渡し)

第7条 甲は、乙が代金を完納したことを確認した後、速やかに売買物品保管所在地において売買物品を乙に引渡すものとする。この場合において、乙は引換えに売買物品の受領書を甲に提出するものとする。

## (売買物品の引取)

第8条 乙は、所有権が移転して令和8年3月30日までに引渡しを受けた売買物品の引取をしなければならない。

## (遅延賠償金)

第9条 乙は、第5条に定める納付期限までに売買代金を完納しなかったときは、その遅延日数に応じ、未納代金に年2.5パーセントの率を乗じて得た金額を遅延賠償金として、甲の発行する納付書により、甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

## (契約保証金の処理等)

第10条 甲は、乙が代金（前条の賠償金がある場合はこれを含む。）を完納したとき、契約保証金を乙に返還するものとする。

2 契約保証金には、利息を付さないものとする。

- 3 納付済みの契約保証金は、代金の一部又は前条の遅延賠償金に充当することができる。
- 4 乙の責めに帰すべき理由によって、甲がこの契約を解除するとき、契約保証金は甲に帰属する。この場合において、甲が損害賠償の請求をすることを妨げないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後において、売買物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(債務不履行)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める事項を履行しないときは、この契約を解除し、及び損害の賠償を請求することができる。

(契約に要する費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(補則)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）に定めるところによる

(協議)

第16条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し、各自それぞれ1通を所持する。

令和8年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県企業局長 渡辺 淳一

乙